

# 「自助」「共助」「公助」

## 災害に対してまずは「自助」

「自助」とは、自分で自分を守ることです。建物や家具に防災対策を施し、防災備蓄品を十分準備しておくことですが、わかっているにもかかわらずなかなかできないものですね。災害時には、停電や断水等のライフラインの寸断に備えて、水や食料品を1週間から10日分は備蓄しておく必要があります。停電や断水でトイレが使えなくなる場合もあるため、携帯簡易トイレ（使い捨て・凝固消臭剤入り）を多数購入して備蓄しておくといいでしょう。ペットがいる方は、ペットのための備蓄品や、同行避難についても日ごろから考えておきましょう。また、避難場所も、コロナ感染予防で人数制限があり、できる限り親戚、友人、知人で避難できる場所を探し連絡を取っておくことを、市や政府は勧めています。



## 町会では声かけ訓練をしています「共助」

「共助」とは、隣近所や地域の住民同士の助け合いです。災害時に自力で避難するのが心配な方は地域の人たちに声を上げておくことが必要です。紙面右側に記している「避難行動要支援者登録制度」は、声を上げる手段の一つとして活用したらいかがでしょうか。登録しておけば市から救助に来てくれるというものではありません。地域の町会や防災会が、登録者の災害時避難に利用するための登録制度です。

つるせ台小学校区では、合同防災訓練で避難訓練をしています。各町会に避難組織を作り、要支援者の声かけ訓練をしています。まだまだ完璧ではありませんが、これからも訓練を続ける予定です。登録できる方として説明に出てくる①と②に該当する方は多いのではないかと思いますので、ぜひ申込みをしてください。

## 行政や消防、警察などによる公的支援「公助」

これら公的機関からの支援や救助が「公助」です。災害復旧への取り組みや防災対策、避難所の開設や避難行動要支援者登録制度の整備など「自助」「共助」への支援も含まれています。「自助」「共助」「公助」が連携できるように日ごろから備えておくことで、防災力を高めることができます。



# みなさん、防災対策はできていますか？



9月1日は「防災の日」です。鶴瀬西地域（鶴瀬西・関沢地区）は大きな災害が少ない地域ですが、関東大震災クラスの大規模地震はいつ起きても不思議ではないと言われていますし、最近の異常気象で今までにないような超大型台風も来るかもしれません。そのときどうしたらよいか。高齢者の多い地域ですので、特に高齢者の事前準備はどうしたらよいか。市役所の危機管理課と福祉政策課にお話を伺いました。

## 避難場所は？

「在宅」も選択の一つですが、どうしても避難しなければならない場合には、つるせ台小学校や関沢小学校、西中学校などの小中学校や、鶴瀬西交流センターなどの公共施設が避難場所になります。お散歩がてら、事前に避難経路を確認しておきたいですね。また避難場所が遠い時には、家の近くの集会所や公園も一時避難場所となります。1人で避難するのが困難と思われる方は、事前に避難行動要支援者登録制度などを活用して事前の準備をしておきたいですね。



避難場所では、乳幼児、高齢者、障がい者など災害弱者に対する備蓄品も見直されています。乳幼児用には、粉ミルク、おむつに加えて、昨年液体ミルクも追加されました。立ったり座ったりするのが大変な方のためには、段ボールベッドが用意されています。避難所生活が困難な方には、地域の社会福祉施設（鶴瀬西地域に一つ）と福祉避難所の設置協力の災害協定を締結していますので、災害本部で調整



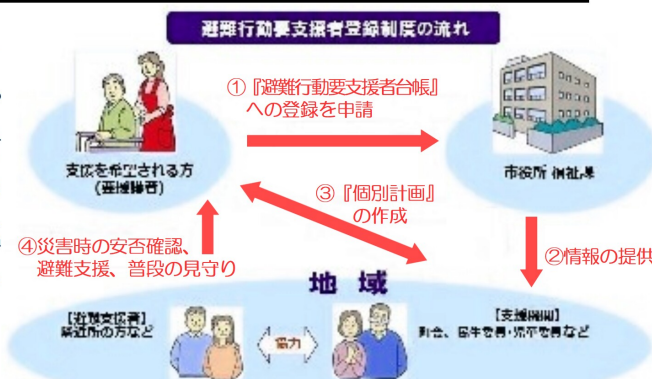
## ウォッチング



鶴瀬西交流センター駐車場に、令和3年から防災倉庫が設置されました。中には、段ボールベッドや間仕切り（パーティション）、消毒液などの新型コロナウイルス感染防止対策用品が備蓄されています。災害が発生し、近隣に避難所が開設された際には、この倉庫からも備蓄品が届けられます。

# 避難行動要支援者登録制度とは？

災害が発生したとき支援が必要な高齢者や障がい者の方などに対し、安否確認や情報の提供、避難誘導など地域での助け合いを進めるための仕組みです。



出典：富士見市役所ホームページより

## 登録できる方

援助する人がいなく、自力避難が困難な居宅で生活する次の①～⑤に該当する方とします。（施設入所・病院に長期入院されている方は対象になりません）

- ①ひとり暮らしの高齢者および高齢者のみの世帯の方
- ②日中ひとり暮らしの高齢者および高齢者のみの世帯の方
- ③介護保険の要介護認定2以上を受けている方
- ④障がい者手帳を所持している方
- ⑤その他 避難行動要支援者として市長が認めた方

## 登録方法

富士見市避難行動要支援者登録申請書に必要事項を記入し、市役所福祉政策課窓口へ提出します。  
※地域の支援機関への個人情報の提供に同意が必要です。

## 登録した後は・・・

地域の支援機関（町会、民生委員・児童委員など）に、要支援者台帳を提供します。支援機関が、登録した方のお宅を訪問して個別計画の作成をします。災害時には、支援機関と避難支援者（隣近所の方など）が協力して避難を支援します。

## 登録にあたって

この制度は、あくまでも普段からの地域の助け合い（共助）によって、少しでも災害の被害を減らそうとするものです。登録することで必ず支援を受けられるとは限りません。また、支援する方が責任を負うものでもありません。地域ができる範囲で助け合おうとする仕組みづくりを推進していくものです。支援を希望される方ご自身も、普段から地域とのかかわりや、防災訓練などの地域行事に参加し、気軽に話せる関係づくりを心がけましょう。

## 町会長のつぶやき・・・

避難行動要支援者登録制度に登録されている方は、まだまだ少ない。広報やホームページで周知しているが、情報にたどり着かない人は登録も難しくなる。もう少しきめ細かな宣伝方法をぜひ考えていただきたい。

